



平成28年1月より マイナンバー制度が始まります①



たかはし労務コンサルタント事務所 所長
社会保険労務士 高橋 真悟

平成25年5月、「社会保障・税番号制度（マイナンバー法）」が国会で成立しました。今年の10月には、すべての事業者と個人にマイナンバーを記載した「通知カード」が郵送され、平成28年1月からはマイナンバーの利用が開始されます。社会保障や税制度の効率性・透明性を高めるための番号制度の導入は、企業の労務管理とどのようなつながりがあるのでしょうか。ここでは3回にわたり、制度のしくみについて分かりやすく説明します。

内閣官房のマイナンバー社会保障・税番号制度ウェブページにはマイナンバー制度を導入することで3つのメリットがあるとされています。

1つめは、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にき

め細かな支援を行えるようになります。（公平・公正な社会の実現）

2つめは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。（国民の利便性の向上）

3つめは、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。（行政の効率化）

次に制度の開始時期についてです。まず、平成27年10月よ



高橋真悟氏
プロフィール

大手通信会社にてシステム開発・情報管理を行い、同社関連会社で労務管理業務に従事。その後、社会保険労務士として開業。社会保険労務士受験学習支援アプリをネット上で展開する等、社会保険労務士としては珍しい情報技術に長けたIT社労士として広域的な活動を展開中。今後は労働基準協会が定期開催するマイナンバー取扱者研修の講師を担当し、また、マイナンバー制度総合支援事業のコンサルタントとして企業への幅広い訪問指導活動を実施。横浜北労働基準監督署の総合労働相談員も兼務。

り国民全員にマイナンバーが通知され、平成28年1月から順次、行政の手続きにマイナンバーが必要となります。

マイナンバーの記入が必要な具体的な手続きとしては雇用保険及び社会保険の資格取得や給付、源泉徴収票や支払調書などになります。

そのため、企業としても従業員やその家族のマイナンバーを収集し手続きを行うこととなります。マイナンバーは原則変更することができず一生使うものなので、厳格な管理が求められています。

また、「罰則もあるのに知らなかった」では済まされません。

個人情報の管理というと個人情報保護法がすぐにあります。この法律は適用される範囲が定められ中小規模事業者の多くは適用対象外となっていると思われ。しかし、マイナンバーの管理には特例的な対応方法があるものの、中小規模事業者であっても適切な管理をしなければなりません。そのためには労働災害防止と同じようにハードとソフトの両方で対策を考えなければいけません。

ん。
マイナンバーの収集から利用、保管、廃棄といったそれぞれの場面で多くの注意事項があります。運用開始までに適切な対策ができなければ企業の存続に影響が出るかもしれません。

◆ 次の回は各場面での注意事項と対応策について取り上げていきます。

◆ 討議してはいいかがでしょうか。

◆ 管理のあり方について検討してはいいかがでしょうか。

◆ 情報は社内における情報管理のあり方について検討してはいいかがでしょうか。

◆ ねません。この機会にマイナンバーの管理だけではなく社内における情報管理のあり方について検討してはいいかがでしょうか。

会員限定無料 主催 愛知県下各労働基準協会

マイナンバー制度対応セミナー

平成27年5月12日(火) 13:30~16:30
電気文化会館 5階イベントホール

内容 「マイナンバー制度の概要と企業に求められる対応について」
「マイナンバーを含む情報漏えい発生時の企業責任について」

会費 無料
(愛知県下14の労働基準協会の会員企業に限りご参加可能です。ご参加は1社2名までお願いいたします)

定員 200名 (定員になり次第締め切ります)

※詳しくは、本誌と同封の案内をご覧ください。



労働〇×クイズ ④ 答えと解説

答え × 解説

労働基準法では、労働契約締結時の書面による労働条件(始業・終業時刻、休憩時間、休日、賃金等)の明示を義務付けています。この対象となる労働者は、正社員や契約社員だけでなく、パート、アルバイト等も含まれます。(労働基準法第15条 平成8年社会保険労務士試験出題参照)

勉強のスタートはいつでもOK!!
社会保険労務士試験受験対策総合講座 随時受講受付中

- お仕事に必要な科目を選択して受講することが可能です。
- 講座を欠席する場合、受講日の振替やDVDによる受講が可能です。
- 初めの方でも再チャレンジの方も、勉強スタートの相談に応じます。

*講座日程や科目などは当協会のホームページにてご覧いただくことができます。ご希望の方には案内パンフレットをお送りいたします。

お問い合わせ・お申し込み先 当協会総合受付 (☎052-961-1666)